

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年10月24日（令和6年（行情）諮問第1161号）

答申日：令和7年3月14日（令和6年度（行情）答申第1038号）

事件名：陸幕だよりの一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる64文書（以下、順に「文書1」ないし「文書64」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年8月10日付け防官文第17208号及び令和6年7月26日付け同第17314号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書1（原処分1）

本件請求の開示決定期限は特定日までであったにも関わらず開示期限が守られていないので、事後的な救済を求める次第である。

（2）審査請求書2（原処分1）

ア 文書の特定が不十分である。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）【別紙1（略）】である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定

させる必要がある」（２０頁）と定めている。

（ウ）（ア）及び（イ）の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

（エ）本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙２（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙３（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成２２年度（行情）答申第５３８号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める。

平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

カ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成２４年度（行情）答申第３６５号及び同第３６７号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な

判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

キ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

(3) 審査請求書3（原処分2）

ア 本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

令和5年度（行情）答申第654号に従い、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

イないしエ 上記（2）イないしエと同旨。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 上記（2）オと同旨。

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ 上記（2）キと同旨。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる64文書（本件対象文書）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例

を適用し、まず、令和5年8月10日付け防官文第17208号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる文書1について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和6年7月26日付け防官文第17314号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる文書2から文書64までについて、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分2において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、原処分1に対して「開示決定の遅れに対して事後的な救済を求める」としているが、原処分はいずれも期限内に開示決定を行っている。
- (2) 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。
- (3) 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (4) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (5) 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本

件対象文書は、電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

- (6) 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。
- (7) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらない。
- (8) 審査請求人は、「本件対象文書の電磁的記録の特定を求める」としているが、本件対象文書は、電磁的記録を特定している。
- (9) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (10) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (11) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (12) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年10月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年11月15日 審議
- ④ 令和7年3月10日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして

不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件において、諮問庁は原処分１に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

２ 本件対象文書の特定の妥当性について

（１）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、請求文言に「『陸幕だより』（現存するもの全て。）」との記載があったことから、開示請求日時点において保有している平成２７年１２月７日付け「陸幕だより第５４７号」から令和５年１月１８日付け「陸幕だより第６１３号」までの６４文書を本件開示請求に係る行政文書として特定した。

イ 「陸幕だより第５４６号」以前の号、「陸幕だより第５５５号」、「陸幕だより第５５７号」及び「陸幕だより第５５９号」については、保存期間満了につき廃棄しており、本件開示請求時点では保有していない。なお、本件対象文書については、別件開示請求の対象として特定したことがあり、保存期間が延長されていたため、本件開示請求時点において保有していたものが含まれている。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

（２）これを検討するに、上記（１）アの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記（１）イの保存状況及び上記（１）ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

３ 不開示部分の不開示情報該当性について

（１）自衛隊員、外国軍人及び民間人の写真の顔部分について

下記（２）ないし（４）に掲げる部分以外の不開示部分は、自衛隊員、外国軍人及び民間人の写真の顔部分であると認められる。

当該不開示部分は、それぞれ法５条１号本文前段の個人に関する情報

であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。上記の諮問庁の説明に加え、当該不開示部分の外国軍人及び民間人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情はない。

また、文書3の4枚目、文書6の4枚目、文書27の6枚目、文書34の5枚目及び文書60の5枚目の自衛官の制服を着用していない人物の写真について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、看護官又は入院患者である自衛官であり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている者ではないことから不開示とした旨説明があった。

そうすると、当該不開示部分は、いずれも法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該不開示部分は、それぞれ個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（2）自衛隊員の氏名及び階級部分について

文書4の6枚目、文書22の10枚目、文書24の7枚目、文書26の10枚目、文書28の12枚目、文書31の11枚目及び文書48の5枚目のそれぞれの不開示部分の各一部は、自衛隊員の氏名及び階級であると認められる。

ア 文書4の6枚目、文書24の7枚目、文書26の10枚目、文書28の12枚目、文書31の11枚目及び文書48の5枚目について

（ア）当該各一部は、それぞれ一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

（イ）当該各部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「申合せ」という。）では、「各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる

当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする。」とし、「特段の支障の生ずるおそれがある場合」とは、「①氏名を公にすることにより、法5条2号から6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」としている。そして、海外に派遣された自衛隊員については、既に氏名及び階級が公になっている自衛隊員を除き、その氏名及び階級を公にすると、当該隊員及びその家族が海外派遣に反対する者等からの嫌がらせや迷惑行為を受けるなど、当該隊員及びその家族個人の権利利益を害するおそれがあることから、当該部分については、申合せに定める「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当するため、法5条1号ただし書イに該当することにはならない。

(ウ) 諮問庁の上記説明を踏まえ、法5条1号ただし書各号の該当性について検討する。

当該各部分により識別される自衛隊員については、いずれも海外に派遣された隊員であって、これらの氏名及び階級は公にはなっていないと認められ、当該各部分を公にすれば、自衛隊員の国際派遣に反対する勢力の一部等により、嫌がらせや迷惑行為を受けるなど、当該隊員及びその家族個人の権利利益を害するおそれがあることは否定できないから、当該各部分を公にすることには、申合せに定める「特段の支障の生ずるおそれ」があると認められるので、当該自衛隊員の氏名及び階級は、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

そして、当該隊員の氏名及び階級は、個人識別部分であると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 文書22の10枚目について

(ア) 当該部分は、一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分に記載された者は自衛隊の情報業務に携わる隊員であり、氏名を公にすることにより、当該隊員が特定され、当該隊員に対し情報を得ようとする者から不当な働きかけが直接行われるおそ

れがあるなど、じ後の自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、当該部分については、申合せに定める「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当するため、法5条1号ただし書イに該当することにはならない。

(ウ) 諮問庁の上記説明を踏まえ、法5条1号ただし書各号の該当性について検討する。

当該部分により識別される自衛隊員については、自衛隊の情報業務に携わる隊員であることが認められ、当該部分を公にすれば、当該隊員が特定され、当該隊員に対し情報を得ようとする者から不当な働きかけが直接行われるおそれがあるなど、じ後の自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあることは否定できないから、当該部分を公にすることには、申合せに定める「特段の支障の生ずるおそれ」があると認められるので、当該自衛隊員の氏名及び階級は、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

そして、当該隊員の氏名及び階級は、個人識別部分であると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 自衛隊の組織、編成等に関する情報

文書31の5枚目、文書43の5枚目、文書56の3枚目の不開示部分の各一部には、自衛隊の組織、編成、教育訓練等に関する情報が記載されていると認められる。当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢、運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) パソコン画面の写真について

ア 文書26の7枚目の一部の不開示部分は、特定個人の診療情報が映し出されたパソコン画面であると認められる。

これを不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、上記のようなパソコン画面は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、法5条1号により不開示とした旨説明する。

イ 検討するに、特定個人の診療情報は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、個人識別部分に該当するため、法6条2項に基づく部分開示の余地はない。

ウ したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

「陸幕だより」（現存するもの全て）。

2 本件対象文書

文書1 陸幕だより第613号（令和5年1月18日）
文書2 陸幕だより第547号（27. 12. 7）
文書3 陸幕だより第548号（28. 1. 21）
文書4 陸幕だより第549号（28. 2. 9）
文書5 陸幕だより第550号（28. 2. 29）
文書6 陸幕だより第551号（28. 3. 30）
文書7 陸幕だより第552号（28. 4. 14）
文書8 陸幕だより第553号（28. 4. 25）
文書9 陸幕だより第554号（28. 5. 25）
文書10 陸幕だより第556号（28. 6. 27）
文書11 陸幕だより第558号（28. 7. 26）
文書12 陸幕だより第560号（28. 9. 29）
文書13 陸幕だより第561号（28. 10. 27）
文書14 陸幕だより第562号（28. 11. 24）
文書15 陸幕だより第563号（28. 12. 22）
文書16 陸幕だより第564号（29. 1. 16）
文書17 陸幕だより第565号（29. 1. 31）
文書18 陸幕だより第566号（29. 2. 28）
文書19 陸幕だより第567号（29. 3. 30）
文書20 陸幕だより第568号（29. 4. 26）
文書21 陸幕だより第569号（29. 6. 15）
文書22 陸幕だより第570号（29. 8. 4）
文書23 陸幕だより第571号（29. 9. 15）
文書24 陸幕だより第572号（29. 10. 19）
文書25 陸幕だより第573号（29. 11. 28）
文書26 陸幕だより第574号（29. 12. 20）
文書27 陸幕だより第575号（30. 1. 26）
文書28 陸幕だより第576号（30. 3. 27）
文書29 陸幕だより第577号（30. 6. 11）
文書30 陸幕だより第578号（30. 7. 30）
文書31 陸幕だより第579号（30. 10. 29）
文書32 陸幕だより第580号（30. 11. 30）

文書33 陸幕だより第581号 (30. 12. 25)
文書34 陸幕だより第582号 (31. 1. 28)
文書35 陸幕だより第583号 (31. 2. 25)
文書36 陸幕だより第584号 (31. 3. 29)
文書37 陸幕だより第585号 (31. 4. 26)
文書38 陸幕だより第586号 (令和元年5月31日)
文書39 陸幕だより第587号 (令和元年6月27日)
文書40 陸幕だより第588号 (令和元年7月31日)
文書41 陸幕だより第589号 (令和元年8月30日)
文書42 陸幕だより第590号 (令和元年9月30日)
文書43 陸幕だより第591号 (令和元年11月5日)
文書44 陸幕だより第592号 (令和元年11月29日)
文書45 陸幕だより第593号 (令和元年12月25日)
文書46 陸幕だより第594号 (令和2年1月28日)
文書47 陸幕だより第595号 (令和2年2月28日)
文書48 陸幕だより第596号 (令和2年3月31日)
文書49 陸幕だより第597号 (令和2年4月23日)
文書50 陸幕だより第598号 (令和2年6月26日)
文書51 陸幕だより第599号 (令和2年8月6日)
文書52 陸幕だより第600号 (令和2年9月11日)
文書53 陸幕だより第601号 (令和2年10月9日)
文書54 陸幕だより第602号 (令和2年11月27日)
文書55 陸幕だより第603号 (令和2年12月14日)
文書56 陸幕だより第604号 (令和3年1月28日)
文書57 陸幕だより第605号 (令和3年3月5日)
文書58 陸幕だより第606号 (令和3年4月15日)
文書59 陸幕だより第607号 (令和3年5月20日)
文書60 陸幕だより第608号 (令和3年6月24日)
文書61 陸幕だより第609号 (令和3年7月21日)
文書62 陸幕だより第610号 (令和3年9月1日)
文書63 陸幕だより第611号 (令和3年10月14日)
文書64 陸幕だより第612号 (令和3年12月27日)

別表

番号	本件対象 文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2	4 枚目、7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一 部	個人に関する情報であり、特定の 個人を識別することができ、又は 特定の個人を識別することはでき ないが、これを公にすることによ り、なお個人の権利利益を害する おそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
2	文書 3	3 枚目ないし 5 枚目 のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の 個人を識別することができ、又は 特定の個人を識別することはでき ないが、これを公にすることによ り、なお個人の権利利益を害する おそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
3	文書 4	3 枚目、5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一 部	個人に関する情報であり、特定の 個人を識別することができ、又は 特定の個人を識別することはでき ないが、これを公にすることによ り、なお個人の権利利益を害する おそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
4	文書 5	3 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の 個人を識別することができ、又は 特定の個人を識別することはでき ないが、これを公にすることによ り、なお個人の権利利益を害する おそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
5	文書 6	4 枚目ないし 6 枚目 のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の 個人を識別することができ、又は 特定の個人を識別することはでき ないが、これを公にすることによ り、なお個人の権利利益を害する

			おそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
6	文書7及び文書8	4枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
7	文書9	6枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
8	文書10	7枚目、8枚目及び11枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
9	文書11	4枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
10	文書14	5枚目、6枚目、8枚目及び9枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

1 1	文書 1 5	9 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
1 2	文書 1 6	4 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
1 3	文書 1 8	3 枚目、5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
1 4	文書 1 9	3 枚目ないし 5 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
1 5	文書 2 0	5 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
1 6	文書 2 1	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は

			特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
17	文書22	3枚目ないし6枚目及び10枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
18	文書24	7枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
19	文書25	5枚目及び8枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
20	文書26	4枚目ないし7枚目、10枚目、12枚目、13枚目、15枚目及び16枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
21	文書27	4枚目ないし6枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることによ

			り、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
2 2	文書2 8	3枚目、4枚目、6枚目、8枚目、9枚目及び1 2枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
2 3	文書3 0	4枚目ないし9枚目及び1 1枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
2 4	文書3 1	3枚目、6枚目、7枚目、1 0枚目及び1 1枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
2 5		5枚目の一部	自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
2 6	文書3 2	3枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害する

			おそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
27	文書33	3枚目ないし9枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
28	文書34	3枚目及び5枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
29	文書35	4枚目ないし8枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
30	文書36	3枚目ないし9枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
31	文書37	3枚目、4枚目及び7枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

3 2	文書 3 8	3 枚目、4 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一 部	個人に関する情報であり、特定の 個人を識別することができ、又は 特定の個人を識別することはでき ないが、これを公にすることによ り、なお個人の権利利益を害する おそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
3 3	文書 3 9	3 枚目及び 4 枚目の それぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の 個人を識別することができ、又は 特定の個人を識別することはでき ないが、これを公にすることによ り、なお個人の権利利益を害する おそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
3 4	文書 4 0	3 枚目ないし 5 枚目 のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の 個人を識別することができ、又は 特定の個人を識別することはでき ないが、これを公にすることによ り、なお個人の権利利益を害する おそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
3 5	文書 4 1	5 枚目、7 枚目及び 9 枚目のそれぞれ一 部	個人に関する情報であり、特定の 個人を識別することができ、又は 特定の個人を識別することはでき ないが、これを公にすることによ り、なお個人の権利利益を害する おそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
3 6	文書 4 2	6 枚目及び 7 枚目の それぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の 個人を識別することができ、又は 特定の個人を識別することはでき ないが、これを公にすることによ り、なお個人の権利利益を害する おそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
3 7	文書 4 3	5 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の 個人を識別することができ、又は

			特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
38		6枚目及び7枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
39	文書45	3枚目及び4枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
40	文書46	3枚目、5枚目及び6枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
41	文書47	3枚目及び5枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることによ

			り、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
4 2	文書4 8	5枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
4 3	文書4 9	3枚目及び4枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
4 4	文書5 0	3枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
4 5	文 書 5 3、文書 5 4 及び 文書5 5	3枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1

			号に該当するため不開示とした。
4 6	文書 5 6	1 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
4 7		3 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
4 8	文書 6 0	5 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。